

省エネ改修の増改築等工事を行った場合（令和元年7月以降に工事完了後居住した場合）

「増改築等工事証明書」（全16ページ）の発行にあたり、必要事項を記入します。投資型リフォーム例の記載例を参考に記入ください。

※証明書の様式は全部で16ページありますが、記入・提出するのは □ で囲ったページです。

1ページ目

2ページ目

3ページ目

4ページ目

5ページ目

6ページ目

7ページ目

8ページ目

9ページ目

10ページ目

11ページ目

12ページ目

13ページ目

14ページ目

15ページ目

16ページ目

様式の右上のページは記載例のページに対応する □ 提出書類 □ 記入不要
 ※該当する箇所に記入の上そのページを提出する。

省エネ改修工事を行う場合（投資型減税）
（令和元年7月以降に工事完了後居住した場合）

記載例

P.100 の計算例と
対応しています。

地域区分:6 床面積:約96㎡ 省エネ投資型減税 該当工事内容:
①内窓設置工事(全居室 計6か所)
②太陽光発電設備設置工事(幹線増強工事含む)
③高効率エアコン取り付け 2台 ④高効率給湯器取り付け
標準的な工事費用相当額の合計額:2,526,100円

別表第二

増改築等工事証明書

証明申請者	住所	東京都千代田区〇〇〇
	氏名	リフォーム 太郎
家屋番号及び所在地		東京都千代田区〇〇〇
工事完了年月日		〇〇年〇月〇日

工事を行った住所の建物登記簿に
記載された家屋番号と所在地を記
載します。

I. 所得税額の特別控除

1. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合（住宅借入金等特別税額控除）

(1) 実施した工事の種類 ← 記入不要です。

マンション専有
部分

第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替
第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下
第4号工事 （耐震改修 工事）	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準
第5号工事 （バリアフ リー改修工 事）	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替
第6号工事 （省エネ改 修工事）	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合 エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事
地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域

住宅ローン減税に該当し
ない場合には斜線を入れ
ます。

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

3. 住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等をした場合（住宅耐震改修特別税額控除又は住宅特定改修特別税額控除）

(1) 実施した工事の種別

住宅耐震改修	次の規定又は基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準					
高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替					
一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替 ① 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事				
		<table border="1"> <tr> <td>地域区分</td> <td>1 1地域 5 5地域</td> <td>2 2地域 ⑥ 6地域</td> <td>3 3地域 7 7地域</td> <td>4 4地域 8 8地域</td> </tr> </table>	地域区分	1 1地域 5 5地域	2 2地域 ⑥ 6地域	3 3地域 7 7地域
	地域区分	1 1地域 5 5地域	2 2地域 ⑥ 6地域	3 3地域 7 7地域	4 4地域 8 8地域	
	認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等				
低炭素建築物新築等計画の認定主体		第 号				
低炭素建築物新築等計画の認定年月日		年 月 日				
改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書により証明される場合	エネルギーの使用の合理化に資する次に該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事				
	地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域				
	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3				
	改修工事後の住宅の省エネ性能	1 断熱等性能等級4 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3				

増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名 称			
		登録番号	第 号		
	住宅性能評価書の交付番号		第 号		
	住宅性能評価書の交付年月日		年 月 日		
	エネルギーの使用の合理化に資する次に該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事				
	上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事				
	地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域	
	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3			
	改修工事後の住宅が相当する省エネ性能	1 断熱等性能等級4 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3			
	長期優良住宅建築等計画の認定主体				
長期優良住宅建築等計画の認定番号	第 号				
長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日				
太陽熱利用冷温熱装置の型式					
潜熱回収型給湯器の型式	○○○○○○○				
ヒートポンプ式電気給湯器の型式					
燃料電池コージェネレーションシステムの型式					
ガスエンジン給湯器の型式					
エアコンディショナーの型式	○○○○○○○				
太陽光発電設備の型式	○○○○○○○				
安全対策工事	有	無			
陸屋根防水基礎工事	有	無			
積雪対策工事	有	無			
塩害対策工事	有	無			
幹線増強工事	有	無			

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

多世帯同居 改修工事等	他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 調理室を増設する工事 2 浴室を増設する工事 3 便所を増設する工事 4 玄関を増設する工事				
		調理室の数	浴室の数	便所の数	玄関の数
	改修工事前				
改修工事後					
耐久性向上 改修工事等	対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と併せて行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 小屋裏の換気工事 2 小屋裏点検口の取付工事 3 外壁の通気構造等工事 4 浴室又は脱衣室の防水工事 5 土台の防腐・防蟻工事 6 外壁の軸組等の防腐・防蟻工事 7 床下の防湿工事 8 床下点検口の取付工事 9 雨どいの取付工事 10 地盤の防蟻工事 11 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易化工事				
	長期優良住宅建築等計画の認定主体				
	長期優良住宅建築等計画の認定番号		第	号	
	長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年	月 日	

(2) 実施した工事の内容

税制の適用要件を満たす工事であることが明確に分かるよう、
施工内容を具体的かつ明瞭に記載してください。

- ・内窓設置工事（全居室 計6か所）
- ・太陽光発電設備 3KW を設置した。（安全対策工事、幹線増強工事含む）
- ・高効率エアコンを取り付けた。 2台
- ・潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）を取り付けた。

一般断熱改修工事等の他に同項目で併用する工事がある場合は該当欄に記入します。

(3) 実施した工事の費用の額等 投資型減税の適用を受ける場合は③⑤に記入します。

① 住宅耐震改修		
ア	当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額	円
イ	当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額	円
エ	当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額	円
オ	ウとエの金額のうちいずれか少ない金額	円
② 高齢者等居住改修工事等		
ア	当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)	円
エ	当該高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額	円
オ	ウとエの金額のうちいずれか少ない金額	円
③ 一般断熱改修工事等		
ア	当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	2,526,100 円
イ	当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)	2,526,100 円
エ	当該一般断熱改修工事等に係る改修工事限度額	3,500,000 円
オ	ウとエの金額のうちいずれか少ない金額	2,526,100 円
④ 多世帯同居改修工事等		
ア	当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用	円
イ	当該多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)	円
エ	当該多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額	円
オ	ウとエの金額のうちいずれか少ない金額	円
⑤	①オ、②オ、③オ及び④オの合計額	2,526,100 円
⑥ 耐久性向上改修工事等 (対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合)		
ア	当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円

標準的な費用についてはP.099 (平成21年経済産業省・国土交通省告示第4号)を参照のこと

一般断熱改修工事等の改修工事限度額は2,500,000円です。ただし、併せて太陽光発電設備設置工事を行う場合の改修工事限度額は3,500,000円です。

●上記③のイ 一般断熱改修工事等の「補助金等の交付の有無」に○を記載してください。
 「有」：一般断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し「国」又は「地方公共団体」から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれている場合。
 * 「有」の場合には「交付される補助金等の額」の欄に、額を記載します。
 「無」：含まれていない場合。

- 耐震リフォーム
- バリアフリーリフォーム
- 省エネルギーリフォーム
- 同居対応リフォーム
- 長期優良住宅化リフォーム
- 住宅ローン減税
- 贈与税の非課税措置
- 登録免許税の特例措置
- 不動産取得税の軽減措置

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の9の2に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
-------	-------------

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った方の情報を記載してください。
(以下の(1)～(4)のいずれかの選択制)

押印は認印でも構いません。

建築士事務所に属する
建築士が発行します。

証明を行った建築士	氏名	増改築 一郎 印		
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士	登録番号	△△-□□□
証明を行った建築士の属する建築士事務所	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)			
	名称	株式会社増改築一郎建築士事務所		
	所在地	東京都千代田区□□□		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所		
	登録年月日及び登録番号	△△-××××		

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定 確認検査機関	名称				印
	住所				
	指定年月日及び 指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者	氏名				
	建築士 の場合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別	登録番号		
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)		
	建築基準適合判定資格者の場合	登録番号			
登録を受けた地方整備局 等名					

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名 称			印	
	住 所				
	登録年月日及び登録番号				
	登録をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合			合格通知日付又は合格証書日付	
合格通知番号又は合格証書番号					

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称			印	
	住 所				
	指 定 年 月 日				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合			合格通知日付又は合格証書日付	
合格通知番号又は合格証書番号					

(用紙 日本産業規格 A4)